

暮らし

生活・生計

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

名称	内容	予約	相談日・時間	問合せ
心配と相談	生活、年金、職業、住宅、家庭、健康、精神衛生、財産、老人、児童、母子、父子の福祉、苦情、人権などの相談	不要	毎月2回 9:00~12:00 13:00~16:00	●社会福祉協議会 (TEL35-3724)
結婚相談	結婚に関する相談 ※電話での登録はできません。	不要	毎月1回 9:00~12:00 (受付は11:00まで) 13:00~16:00	●地域支援課 自治振興係 [プラザさくら] (TEL35-0925)
弁護士 無料法律相談	菊川市民対象の交通事故等関連の法律相談	要	第2・3火曜日	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
司法書士 無料法律相談	相続・不動産登記・成年後見などの相談	要	第4水曜日	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
犯罪被害者等 支援相談	犯罪被害者支援に関する相談	要	毎週月曜日~金曜日 8:15~17:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
行政相談	行政に関する苦情、意見、要望など	不要	随時	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
人権相談	人権に関する相談	不要	毎週月曜日~金曜日 8:15~17:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
家庭児童相談	子育ての悩みに関する相談	不要	毎週月曜日~金曜日 8:15~17:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
子どもの健康相談	子どもの健康・栄養・発達の相談	不要	毎週月曜日~金曜日 8:15~17:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
消費生活相談	商品や訪問販売など契約に関する相談、多重債務に関する相談	不要	毎週月曜日~金曜日 8:15~17:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
教育相談	児童・生徒、保護者の教育相談(不登校・友人関係など全般)	要	毎週月曜日~金曜日 9:00~14:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
DV相談	ドメスティックバイオレンス(夫婦間、パートナーからの暴力)相談	不要	毎週月曜日~金曜日 8:15~17:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
ボランティア相談	ボランティアの募集や募集活動に関する相談	不要	毎週月曜日~金曜日 8:15~17:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
あざれあ女性相談	女性が抱える夫やパートナーとの関係、子ども、家族を巡る悩み、女性への暴力に関する相談	要	毎週月曜日~金曜日 9:00~16:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)
男性相談	男性が抱える家庭の問題や仕事、健康に関する相談	要	毎週月曜日~金曜日 13:00~17:00	●子育て心援課 母子保健係 家庭児童相談室 (TEL35-0955)

名称	内容	予約	咨询日・時間	咨询
各项虑の咨询	生活、年金、职业、住宅、家庭、健康、精神抱怨、人権等の咨询	不要	毎月2次 9:00~12:00 13:00~16:00	●社会福祉协议会 (TEL35-3724)
结婚的咨询	与结婚相关的咨询 ※不能用电话进行登录。	不要	每月1次 9:00~12:00 (受理至11:00) 13:00~16:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
律师免费法律咨询	菊川市民对象的交通事故等相关的法律咨询	需要	每月第2个、第3个星期二	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
司法文书 免费法律咨询	继承、房地产登记、成年后等咨询	需要	每月第4个星期三	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
犯罪受害者等 支援咨询	犯罪受害者支援相关咨询	需要	每周星期一~星期五 8:15~17:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
行政咨询	有关行政方面的投诉、意见、要求等	不要	随时	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
人权咨询	关于人权的咨询	不要	每周星期一~星期五 8:15~17:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
家庭儿童咨询	关于育儿苦恼的咨询	不要	每周星期一~星期五 8:15~17:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
儿童的健康咨询	儿童的健康、营养、发展的咨询	不要	每周星期一~星期五 8:15~17:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
消费生活咨询	有关商品和上门推销等合同的咨询、有关多重债务的咨询	不要	每周星期一~星期五 8:15~17:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
教育咨询	儿童·学生、家长的教育咨询 (上学·交友关系等全面)	需要	每周星期一~星期五 9:00~14:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
DV咨询	家庭暴力(夫妻间、同样的暴力)咨询	不要	每周星期一~星期五 8:15~17:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
志愿者咨询	有关志愿者的登录和招募、活动的咨询	不要	每周星期一~星期五 8:15~17:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
あざれあ女性咨询	围绕着与女性相关的与丈夫或伴侣的关系、以及来自子女、家庭的苦恼、及对女性暴力相关的咨询	需要	每周星期一~星期五 9:00~16:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)
男性咨询	男性相关的家庭问题及与工作、健康相关的咨询	需要	每周星期一~星期五 13:00~17:00	●地区支援课 自治振兴担当 (PLAZAKIKURU) (TEL35-0925)

健康・福祉

名称	内容	予約	相談日・時間	問合せ
HIV抗体(エイズ)検査	エイズに関する検査	要	毎月1回 9:15~10:45 13:30~15:15	●西部保健所地域医療課 (TEL0538-37-2253)
さくがわこころの健康相談	こころの悩みや病気のことで、社会参加、就業などの相談	要	毎週月~金曜日 9:00~16:00	●福祉課(菊川) (相談支援業務所)Mネット TEL28-9716)
精神保健福祉総合相談	心の病やアルコール問題に関する相談	要	毎月1回 13:00~15:00	●西部健康福祉センター 掛川支所 (TEL22-3263)
高齢者総合相談	介護や高齢者福祉、高齢者の権利擁護、などの相談	不要	毎週月~金曜日 8:15~17:00	●福祉課(菊川) (相談支援業務所)Mネット TEL28-9716)
障がい者相談	障がい児・障がい者に関する相談	不要	毎週月~金曜日 8:15~17:00	●福祉課(菊川) (相談支援業務所)Mネット TEL28-9716)
福祉総合相談	福祉に関する相談	不要	毎週月~金曜日 8:15~17:00 9:00~16:00	●社会福祉協議会 (TEL35-3724)
健康電話相談	乳幼児の健康や発達に関する電話相談		毎週月~金曜日 8:15~17:00	●子育て応援課 母子保健係・発達支援係 (TEL37-1136・37-1137)
健康電話相談	成人の健康に関する電話相談		毎週月~金曜日 8:15~17:00	●健康づくり課 成人保健係 (プラザげやき内 TEL37-1112)
静岡子ども救急電話相談	子どもが急な病気で心配なとき		平日 18:00~翌朝8:00 土曜日 13:00~翌朝8:00 休日 8:00~翌朝8:00	●静岡子ども救急電話相談 静岡こども救急電話相談 プッシュ回線・携帯電話 ……………#8000 ダイヤル回線 …TEL054-247-9910
不妊・不育専門相談	不妊・不育の悩みや治療に関する相談		毎週木・土曜日 10:00~15:00 毎週火曜日 10:00~19:00	●不妊不育専門 相談センター (080-3636-3229)



咨询

健康・福利

名称	内容	予約	咨询日期・時間	咨询
HIV抗体(愛滋)検査	愛滋相关検査	要	毎月1次 9:15~10:45 13:30~15:15	●西部保健所地区医療課 (TEL0538-37-2253)
KIKUGAWA(菊川)心理健康咨询	心理的苦悩和疾病、走向社会、就业等的咨询	要	毎週星期一~星期五 9:00~16:00	●福利課 障害者福利担当 (TEL28-9716)
精神保健福利综合咨询	心病和与饮酒问题相关的咨询	要	毎月1次 13:00~15:00	●西部健康福利中心 掛川支所 (TEL22-3263)
高齢者综合咨询	看护和高龄者福利、高龄者权利维护等的咨询	不要	毎週星期一~星期五 8:15~17:00	●地区包括支援中心 (PLAZAKEYAKI内 TEL37-1120)
残疾人咨询	残疾人・残疾人者相关的咨询	不要	毎週星期一~星期五 8:15~17:00	●福利課 残疾人者福利担当 (PLAZAKEYAKI内 TEL37-1252)
福利综合咨询	福利相关的咨询	不要	毎週星期一~星期五 8:15~17:00	●社会福利协议会 (TEL35-3724)
健康电话咨询	关于婴幼儿健康和发育问题的电话咨询		毎週星期一~星期五 8:15~17:00	●育儿应援课 母子保健担当 发育支援担当 (TEL37-1136・37-1137)
健康电话咨询	电话咨询成人的健康		毎週星期一~星期五 8:15~17:00	●健康制作课 成人保健担当 (PLAZAKEYAKI内 TEL37-1112)
静岡儿童急救电话咨询	孩子突然有病担心的时候		平日 18:00~ 第二天早上8:00 周六 13:00~ 第二天早上8:00 休息日 8:00~ 第二天早上8:00	●静岡儿童急救电话咨询 PUSH 线路・手机 ……………#8000 DIAL 线路 …TEL054-247-9910
不孕专门咨询	关于不孕的苦悩和治疗的咨询		毎週星期四・星期六 10:00~15:00 毎週星期四 10:00~19:00	●县不孕专门咨询中心 (080-3636-3229)



生活・くらし 成人の各種検診

Table with 4 columns: 種類 (Category), 対象者 (Target Audience), 内容 (Content), 実施期間 (Implementation Period). Rows include liver cancer, stomach cancer, breast cancer, cervical cancer, lung cancer, prostate cancer, colon cancer, dental checkups, and health checkups for various age groups.

※専断時期、自己負担金額等が変更のある場合があります。詳しくは毎月の広報きくがわをご覧ください。
※次年度の検診の同診票は前年度受診者、新規申込者等に送付いたします。受診を前断的にする場合は、ご連絡ください。
※検診の申込みは登録制になっておりますが、前年度に検診を受診しない場合には申込登録が削除されます。
※年齢算定日は該当年度の4月1日になります。

予防接種

Table with 4 columns: 種類 (Category), 対象年齢 (Target Age), 接種回数 (Number of Shots), 接種方法 (Injection Method), 実施場所 (Implementation Location). Rows include Rotavirus, Hib, Polio, BCG, Measles, Japanese Encephalitis, and others.

※新型コロナウイルス接種については市広報・HPをご覧ください。

生活・生計 成人の各種診察

Table with 3 columns: 種類 (Category), 対象者 (Target Audience), 内容 (Content). Rows include liver inflammation, stomach X-ray, colonoscopy, mammography, gynecological examination, chest X-ray, prostate cancer, osteoporosis, dental, and general health checkups.

※実施時期、自己負担金額等が変更のある場合があります。詳細は毎月発行の広報 KIKUGAWA (菊川)。
※前一年度受診者、新申請者郵送下一年度の診察の同診票。接寄非常規診察時、請前请联系。
※診察の申請使用登録制、但是前一年度不接寄受診者の場合、申請登録被削除。
※年齢算定日に相符合年度の4月1日。

予防接種

Table with 4 columns: 種類 (Category), 対象年齢 (Target Age), 接種回数 (Number of Shots), 接種方法 (Injection Method), 実施地点 (Implementation Location). Rows include Tetanus, Hib, Polio, BCG, Measles, Japanese Encephalitis, and others.

※关于接种新型冠状病毒疫苗，请参阅市宣传和网页。

保健・予防

健康づくり課 (TEL 37-1112)
成人保健係 (TEL 37-1112)
子育て応援課 (TEL 37-1136)
母子保健係

■母子の健康診査・教室

健診の種類	対象	実施会場	内容
母子健康手帳の交付	妊婦	プラザげやき	母子健康手帳の交付・相談
妊婦健康診査	妊婦	指定医療機関	健康診査票を使い、医療機関受診
赤ちゃん訪問	乳児		身体計測・健診 予防接種などの説明・相談
4か月児健康診査	4か月児	指定医療機関	健康診査票を使い、医療機関受診
7か月児相談	7か月児	プラザげやき (2回)	身体計測・集団指導 ブックスタート・個別相談
10か月児健康診査	10か月児	指定医療機関	健康診査票を使い、医療機関受診
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児	プラザげやき (2回)	身体計測・内科診察・歯科診察・フッ素塗布・個別相談
2歳児歯科健診	2歳児	プラザげやき (1回)	身体計測・歯科診察・フッ素塗布・個別相談
2歳6か月児歯科健診	2歳6か月児	プラザげやき (1回)	歯科診察・フッ素塗布・個別相談
3歳児健康診査	3歳児	プラザげやき (2回)	身体計測・尿検査・眼科検査・内科診察・牙科診察・塗布・個別相談
プレマ&プレバサロン	妊婦とそのパートナー	プラザげやき (年4回)	講話・妊婦体験・試食など
離乳食教室	4か月児の保護者	プラザげやき (月3回)	講話・調理実習
健康相談・栄養相談	乳幼児とその親	プラザげやき (月4回)	身体計測・個別相談

■健康増進事業など

※内容は年度によって変わります。

講座名	対象	実施会場	内容
健康づくり講演会	一般	中央公民館 (年1回)	健康づくりに関する講演
健康チェックの日	一般	プラザげやき等 (年3回)	3分間体力測定・簡易骨健康度など
こころの健康づくり講演会	一般	プラザげやき (年1回)	精神保健に関する講演会

ご利用ください

健康診査のスケジュールなどを記載した『菊川市健康カレンダー』を配布しています。

子育て応援課 健康づくり課 (プラザげやき)

保健・予防

健康制作課 成人保健担当 (TEL37-1112)
育児応援課 母子保健担当 (TEL37-1136)

■母子の健康検査・教室

健康検査の種類	対象	実施会場	内容
母子健康手帳の发放	孕妇	PLAZA KEYAKI	母子健康手帳の发放・咨询
孕妇健康検査	孕妇	指定医療機関	使用健康診査票, 在医疗机关受診
婴儿访问	婴儿		身体測量・健康検査 予防接種等の説明・咨询
4个月婴儿健康診察	4个月婴儿	指定医疗机关	使用健康診査票, 在医疗机关受診
7个月婴儿的咨询	7个月婴儿	PLAZA KEYAKI (月2次)	身体測量・集团指导 BOOK START・个别咨询
10个月婴儿的健康診察	10个月婴儿	指定医疗机关	使用健康診査票, 在医疗机关受診
1岁6个月婴儿的健康診察	1岁6个月婴儿	PLAZA KEYAKI (月2次)	身体測量・内科診察・牙科診察・塗布・个别咨询
2岁婴儿牙科健康検査	2岁儿	PLAZA KEYAKI (月1次)	身体測量・牙科診察・塗布・个别咨询
2岁6个月婴儿牙科健康検査	2岁6个月婴儿	PLAZA KEYAKI (月1次)	牙科診察・尿検査・眼科検査・内科診察・牙科診察・塗布・个别咨询
3岁婴儿健康検査	3岁儿	PLAZA KEYAKI (月2次)	身体測量・尿検査・眼科検査・内科診察・牙科診察・塗布・个别咨询
准妈妈&准爸爸沙龙	孕妇和其丈夫	PLAZA KEYAKI (年4次)	讲演・烹饪实习・集体指导・个别咨询等
断奶食品教室	4个月婴儿的家长	PLAZA KEYAKI (月3次)	讲演・烹饪实习
健康咨询・营养咨询	乳幼児和其家长	PLAZA KEYAKI (月4次)	身体測量・个别咨询

■健康増進事业等

※内容随着年度而变化

讲座名	対象	実施会場	内容
健康制作演讲会	一般	中央公民馆 (年1次)	关于健康形成的演讲
健康检查日	一般	PLAZA KEYAKI 等 (年3次)	3分钟体力测定・简易骨健康度等
创造心灵健康演讲会	一般	PLAZA KEYAKI (年1次)	关于精神保健的讲座

请利用

发放的记载着健康检查和预防接种等日程的『菊川市健康日历』。

放放地点 育儿応援課・健康制作課 (PLAZA KEYAKI)

上・下水道

開始・休止・料金に関する事 水道料金お客さまセンター(TEL 73-1120 FAX 73-1121)
漏水・工事・水質に関する事 水道課(TEL 73-1115)
宅内排水設備に関する事 下水道課(TEL 35-0933)

■届出・問い合わせ

下記の場合には水道料金お客さまセンターへお届ください。専用の申込用紙で市役所窓口(本庁1階市民課・市水道事務所1階お客さまセンター)、またはFAXで希望日の3日前までにお願ひします。なお、時間外、土日・祝日は受付しておりませんので、お早めにお届ください。

▼水道の使用開始

- ・家を新築したとき
- ・引っ越したとき
- ・一時使用するとき(ハウスクリーニング、一時的な工事など)

▼水道の使用休止

- ・家の取り壊しなどで水道を廃止するとき
- ・引っ越したとき
- ・長期間水道をご使用にならないとき

▼水道の使用変更

- ・使用者や所有者が変わったとき

《水道料金お客さまセンター》

営業時間/午前8時15分～午後5時(水曜日のみ午前8時15分～午後7時)

※土・日・祝日・年末年始を除く

問い合わせ/菊川市水道事務所1階 TEL73-1120 FAX73-1121

■水道料金と下水道使用料

▼料金の支払いについて

水道料金と下水道使用料は2カ月分まとめて請求しています。お支払いについては、納入通知書または口座振替でお願ひします。

○納入通知書での支払い

検針した翌月の15日頃に納入通知書を水道料金お客さまセンターから郵送します。納入通知書と料金を市役所(本庁、小笠支所)、または下記の取扱金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納期限までにお支払いください(ゆうちよ銀行は取り扱っていません)。

○口座振替での支払い

ご指定の口座から料金が自動的に支払われる便利な制度です。検針した翌月の末日(土日・祝日は直前の金融機関営業日。12月のみ25日)に振り替えます。もし、残高不足などのため振替ができなかった場合は、検針した翌々月の10日に再度振り替えます。「納入通知書(ある人)」、「通帳」、「通帳の届出印」を持参し、下記の取扱金融機関で申し込めます。

上・下水道

关于开始、停止、费用事宜 自来水收费中心(☎73-1120 FAX 73-1121)
漏水、工程、水质相关事宜 水道科(☎73-1115)
宅内排水设备的相关事宜 下水道科(☎35-0933)

■申报、咨询

在下列情况下向自来水收费客服中心申报。市政府窗口有专用的申报纸(本庁1階市民科市水道事務所1楼客服中心),或者传真,请在希望日的前3天传真。另外,因为除工作时间外,周六周日、节日没有受理,所以请提前发送。

▼开始使用自来水

- ・新盖房子的时候
- ・搬家的时候
- ・临时使用时(房屋清洁、临时施工等)

▼自来水停止使用

- ・因房屋拆除而废除了自来水的時候
- ・搬家的时候
- ・长时间不使用自来水的時候
- ・自来水使用变更
- ・当用户和所有人更换的时候

《自来水费客服中心》

营业时间 / 上午8:15分～下午17:00(星期三 上午8:15分～下午19:00)

※周六周日、节日和年末年初休息日除外

咨询 / 菊川市水道事務所1楼 TEL73-1120 FAX73-1121

■自来水费和下水道使用费

▼关于支付费用

自来水费和下水道使用费是2个月一次付费。关于支付,请用付费通知书或者转账支付。

○以付费通知书支付

检验后次月15日左右,将付费通知书从自来水收费客服中心寄出。请在缴纳期限为前,将付费通知书和费用在市政府(本庁、小笠支所)或者下述处理金融机构的窗口、便利店支付(ゆうちよ銀行没有受理)。

○转账支付

从指定的帐户自动支付费用的便利制度。检验后的第二个月末日(周六周日、节日之前的金融机构营业日,12月是25日)转账。如果因余额不足而无法转账,则需在检验后的次日10日再次转账。请携带“交付通知书(某人)”、“存折”、“存折的申报印章”到以下金融机构进行申请。

《金融机构管理列表》

静岡銀行、清水銀行、静岡县劳动金库、岛田挂川信用金库、滨松磐田信用金库、远州夢咲农业业协同组合、ゆうちよ銀行※1、みずほ銀行※2

※1 在ゆうちよ銀行,不办理交付通知书的付款业务,敬请注意。

※2 关于みずほ銀行,只办理现金缴费、无法转账,敬请注意。

上・下水道

開始・休止・料金に関すること 水道料金お客さまセンター(☎73-1120 FAX 73-1121)
 漏水・工事・水質に関すること 水道課(☎73-1115)
 宅内排水設備に関すること 下水道課(☎35-0933)

《取扱金融機関一覧》

静岡銀行、清水銀行、静岡労働金庫、島田川信用金庫、浜松磐田信用金庫、
 遠州夢咲農業協同組合、ゆうちょ銀行※1、みずほ銀行※2

※1ゆうちょ銀行では、納付通知書での払い込みは取り扱っていませんので、ご注意ください。
 ※2みずほ銀行については、現金納付のみの取り扱いです。口座振替はできませんので、ご注意ください。

■ 下水道の費用

排水設備工事を行い、下水道を使用するためには次の費用がかかります。

- 下水道接続工事費(排水設備の設置費や浄化槽の処分費、くみ取り便所の場合は水洗便所に改造する費用)
- 受益者負担金(分担金) ※接続時に一度だけいただきます(20万円)
- 下水道使用料(接続後、汚水量によって計算されます)

■ 下水道への早期接続支援

下水道の供用開始から2年以内に接続していただく場合、以下の支援を受けることができます。

- 負担金
 供用開始から1年以内に接続した場合、負担金の60%を減免します。(20万円が12万円減免され、8万円になります)
- 補助金
 供用開始から1年を超え、2年以内に接続した場合、負担金の30%を減免します。(20万円が6万円減免され、14万円になります)

○ 補助金(下水道接続工事費-30万円)×1/4

※上限10万円(供用開始から2年以内で、既存の一般住宅に限る)

○ 下水道接続工事資金融資あっせん及び利子補給制度

下水道接続工事に係る資金の融資のあっせん及び利子補給を行う制度です。

※負担金の減免や補助金を利用するには、供用開始から一定の期間内に接続工事が完了していただければなりませんのでご注意ください。

■ 漏水の点検をお願いします

宅地内の漏水は、大切な水道水が無駄になるだけでなく、皆さんの料金にも影響します。漏水は自分自身でも簡単に確認することができ、定期的な点検を行います。

▼ 水道メーターによる漏水の発見方法

- ① 屋内や外にあるすべての蛇口を閉めます。
 - ② メーター内のパイロット(右図)をしばらく見て、回転の有無を確認します。
 - ③ もしパイロットが回っていったら、どこかで漏水している可能性があります。
- 指定給水工事業者へ調査・修理を依頼してください。
 費用は自己負担となります。

※指定工事業者が分からない場合は水道課へ問い合わせください。



パイロット

上・下水道

关于开始・停止・费用事宜 自来水顾客服务中心(☎73-1120 FAX 73-1121)
 漏水・工程・水质相关事宜 水道科(☎73-1115)
 宅内排水设备的相关事宜 下水道科(☎35-0933)

■ 下水道費用

进行排水设备工程，使用下水道需要下列费用。

- 下水道连接工程费(排水设备安装费、净化槽处理费、装配厕所改造为水洗厕所)。
- 受益人负担金(分担金) ※连接时只给一次(20万日元)的费用。
- 下水道使用费(连接后根据污水量计算)。

■ 早期下水道连接的支援

从下水道的使用开始2年内连接时，可获得以下支援。

- 负担金
 开始使用后1年内连接时可减免60%的负担金。(20万日元被减免了12万日元、变成了8万日元)
 从使用开始超过1年，在2年内连接时，可减免30%的负担金。(20万日元被减免了6万日元、变成了14万日元)

○ 补助金(下水道连接工程费-30万日元)×1/4

※上限10万日元(在开始使用2年以内，仅限于现有的普通住宅)

○ 下水道连接工程资金中介及利息补给制度

下水道连接工程资金金融中介及利息补给制度。

※如果想利用负担金减免或补助金的化，从使用开始的一定期间内必须完成连接工程，所以请注意。

■ 请检查漏水

宅地的漏水不但浪费了宝贵的自来水，还会影响大家的收费。漏水可以自己轻松地确认，所以定期进行检查。

▼ 水表漏水的发现方法

- 1 关上屋内和屋外所有的水龙头。
 - 2 仪表内的指示标(右图)长时间看着，确认有无旋转。
 - 3 如果指示标在转动，可能会在某处漏水。请委托指定供水公司调查、修理。费用自负。
- 请向指定给水工事業者委托调查・修理。费用是自己负担的。
 ※指定工事業者不知道的情况下，请到自来水科咨询。



水表针

開始・休止・料金に関すること 水道料金お客さまセンター(☎73-1120 FAX 73-1121)
 漏水・工事・水質に関すること 水道課(☎73-1115)
 宅内排水設備に関すること 下水道課(☎35-0933)

■浄化槽設置事業費補助金

河川の水質浄化や生活環境の改善を図るため、浄化槽を設置する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

▼補助対象区域

下水道認可区域、農業落排水事業採択区域(高橋原地域の一部)、平尾下水処理場使用区域・集合処理施設設置区域(奥の谷地域・花木地区)を除く区域

▼補助対象者

新たに10人槽以下の浄化槽を設置し、以下の①～③のいずれかに該当する人

①一般住宅(居住のみを目的に建てられた住宅)を建てようとしている人、または住んでいる人

②2分の1以上を居住部分とする併用住宅(店舗などの業務用部分が居住部分と結合している住宅)を建てようとしている人、または住んでいる人

③建売住宅(販売を目的とした浄化槽付き住宅)を浄化槽設置年度と同一年度に、最初に購入した人

※合併処理浄化槽を使用している人が、新たに浄化槽を設置する場合は、対象外となります。その他対象外となる条件がありますので、お問い合わせください。

▼補助の対象

浄化槽本体の設置に係る費用(配管などの工事は対象外)

▼補助対象区分及び補助金上限額

詳細は菊川市ホームページ(下記)よりご覧いただけます。



上・下水道

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

关于开始・停止・費用事宜 自来水费客服中心(☎73-1120 FAX 73-1121)
 漏水・工程・水質相关事宜 水道科(☎73-1115)
 宅内排水設備の相关事宜 下水道科(☎35-0933)

■浄化槽設置項目費補助

为改善河川水质和改善生活环境,在预算范围内补助设置净化槽的部分费用。

▼补助対象区域

下水道許可区域、农业村落排水事业採納区域(高橋原地区の一部)、平尾污水处理厂使用区域、集体处理施設設置区域(深谷地区、花木地区)除外区域。

▼补助対象者

新設立10人组以下浄化槽,符合以下1~3某一个条件的人。

1 打算盖普通住宅(仅以居住为目的而建的住宅)的人或居住的人。

2 要建造以二分之一以上为居住部分的并用的住宅(店舗等业务用部分与居住部分结合的住宅)的人或居住的人。

3 在浄化槽設置年度和同一年度首次购买建筑住宅(以销售为目的的浄化槽住宅)的人。

※使用合并处理浄化槽的人,新安装浄化槽时,不属于使用对象。除此之外,还有成为对象之外的条件,所以请咨询。

▼补助の対象

浄化槽主体安装所需费用(管道等工程费除外)

▼补助対象分类及補助上限額

详情可以从菊川市主页(以下)查看。



4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）やオートバイなどは市では処分できません。『菊川市のごみの出し方』を確認してください。

ご利用ください

『菊川市のごみの出し方』
『ごみ収集カレンダー』を配布しています。

配布場所
環境推進課（市役所本庁1階）
小笠市民課（小笠支所）



■犬について

▼犬の登録

犬を飼った日から30日以内に番犬登録をしなければなりません。また引越して犬を連れてきた場合には登録内容の変更手続きが必要になります。
新規の犬の登録手数料は1頭当り3,000円が必要になります。

▼狂犬病予防注射

年1回狂犬病予防注射をします。市が行う集合注射やかかりつけの獣医で予防注射をしてください。

▼犬の死亡届

飼い犬が亡くなった場合は、届出が必要です。愛犬手帳、犬の鑑札、印章をもって環境推進課で手続きをしてください。



家電回収対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）及、摩托车等市不进行处理。请确认『菊川市垃圾的扔出方法』。

请使用

在进行发放『菊川市垃圾的扔出方法』
『垃圾收集日历』。

散发地点
环境推进课（市役所总厅1楼）
小笠市民课（小笠支所）



■有关狗

▼狗的登录

从狗的饲养日起30日以内必须进行家犬登录。另外，是带狗搬家时要办理登录内容变更手续。新狗的登记手续费每只需要3000日元。

▼狂犬病预防注射

一年要进行1次狂犬病预防注射。请在市实施的集体注射或经常就诊的动物病院进行预防注射。

▼狗的死亡申报

家犬死亡时要进行申报。请携带爱犬手冊，养狗许可证，印章到环境推进课办理手续。



4

■災害のときは

地震や風水害などの大災害に備え、普段から非常持ち出し品や非常用品を準備しておきましょう。また、災害時には、あわてずにストーブやガスなどを消し、火の元の確認を必ずしましょう。

12

▼緊急電話

緊急電話には2種類あり、火事、急病や大けがの場合に利用する119番通報と盗難、犯罪や交通事故の場合に使う110番通報があります。緊急用ですので相談や問い合わせに使用しないでください。また、近くに日本語の分かる人が居ればお願いしてください。

18

●110番通報の操作方法

交通事故、盗難、犯罪にあって、見た場合には警察(110番)へ通報してください。まず、何が起きたか言い、その後自分の名前、場所、電話番号を告げてください。

1. A「交通事故です。」

B「犯罪です。」

C「盗難です。」

2. 「私の名前は、〇〇〇〇です。」

3. 「場所は、〇〇〇〇です。」

4. 「電話番号は、〇〇〇〇です。」

52

●119番通報の操作方法(火事)

火事が起ったとき、見つけたときは大きな声で「火事です。」と周りの人に伝え、すぐに消防署(119番)へ通報してください。

1. 「火事です。」

2. 「私の名前は、〇〇〇〇です。」

3. 「場所は、〇〇〇〇です。」

4. 「電話番号は、〇〇〇〇です。」

防災・
急救

66

74

●119番通報の操作方法(大けが・急病)

急病や大けがなど、緊急に医師の手当てが必要な時には、消防署に(119番)へ通報し、救急車の要請をしましょう。

1. A「救急です。けがです。」

B「救急です。急病です。」

2. 「私の名前は、〇〇〇〇です。」

3. 「場所は、〇〇〇〇です。」

4. 「電話番号は、〇〇〇〇です。」

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

■災害時

为了对地震及风水害等大灾害有所准备，平时要做好紧急带出及紧急用品的准备。另外，灾害时不要惊慌要关闭取暖器及煤气，必须确认火源。

▼緊急電話

緊急電話有2种，火灾、急病或受重伤时拨打119，被盗，犯罪及交通事故时拨打110通报。只限于紧急时专用，不能用于商谈及咨询。另外，打电话时请委托附近会说日语的人。

●110通报的操作方法

遭遇或看见交通事故，被盗，犯罪时，请向警察(110号)通报。首先请说发生了何事，然后请告诉自己的姓名，地点及电话号码。

1. A「是交通事故。」

B「是犯罪。」

C「是被盗。」

2. 「我的名字是〇〇〇〇。」

3. 「地点是〇〇〇〇。」

4. 「电话号码是〇〇〇〇。」

●119通报的操作方法(火灾)

发生或发现火灾时大声喊“着火了”。通知周围的人并立即向消防所(119番)通报。

1. 「是火灾。」

2. 「我的名字是〇〇〇〇。」

3. 「地点是〇〇〇〇。」

4. 「电话号码是〇〇〇〇。」

●119通报的操作方法(重伤・急病)

在急病及受重伤时需要医生的紧急治疗的情况下，向消防所(119番)通报请求救护车。

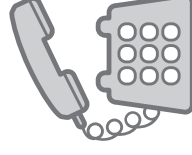
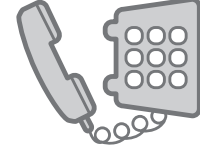
1. A「是急救。是重伤。」

B「是急救。是急病。」

2. 「我的名字是〇〇〇〇。」

3. 「地点是〇〇〇〇。」

4. 「电话号码是〇〇〇〇。」



▼災害用伝言サービス (171)

災害用の伝言ダイヤルは、被災地の人たちが録音した安全情報などを親戚や友人などが再生することができます。

とができるサービスです。使用できる電話は、一般加入電話・公衆電話・各社携帯電話・PHS(一部事業者を除く)です。音声で録音方法や再生方法を案内してくれますので、それに従って操作してください。

●操作方法

◎伝言を登録 (録音) する

- 1. <171>をダイヤル 音声案内が流れる
- 2. <1>をダイヤル 音声案内が流れる
- 3. 自宅の電話番号をダイヤル 0537-00-X X X X
- 4. 30秒以内で伝言を入れる 例えば「花子です。家族は皆無事で市が開設した避難所(〇〇小学校)にいます」

◎伝言を聞く (再生する)

- 1. <171>をダイヤル 音声案内が流れる
- 2. <2>をダイヤル 音声案内が流れる
- 3. 安否を確認したい相手の電話番号をダイヤル 0537-00-X X X X
- 4. 30秒以内で伝言を入れる 「花子です。家族は皆無事で市が開設した避難所(〇〇小学校)にいます」と再生されます。

▼避難地・避難所を確認しておきましょう

災害が発生し緊急に避難するときは、市が指定する避難地・避難所に避難してください。避難地・避難所は、主に小学校・中学校などで目印の看板が設置されています。あなたの近くの近くの避難地・避難所が分からないうときは、危機管理課にお問い合わせください。なお、日ごろから、次の3点を心がけ、災害に備えましょう。

- 住まいの周辺の道路や避難地・避難所を確認しておく。
- 指定の避難地・避難所まで実際に歩いてみる。
- 避難したとき家族の連絡が取れるよう落ち合う場所を決めておきましょう。また一時、避難するときは、最寄りの公園、公民館・公会堂、空き地などに避難しましょう。



▼災害用留守サービス (171)

災害用の電話留守は被災地の人々を平安全況等録音、その後親戚朋友等が録音した留守録音メッセージを再生することができます。録音方法は、一般加入電話・公用電話・各種携帯電話・手提式電話(一部事業者を除く)です。録音方法は、電話指示録音方法及び再生方法を案内してくれますので、それに従って操作してください。

●操作方法

◎伝言登録 (録音)

- 1. 播打<171>後 会听到语音指示
- 2. 播打<1>後 会听到语音指示
- 3. 播自家の電話番号 0537-00-X X X X
- 会听到语音指示
- 4. 在 30 秒以内将传言录音 例如「我是花子。家属全部平安无事，在市开设的避难所(〇〇小学)里避难。」

◎留言重现 (再生)

- 1. 播打<171>后 会听到语音指示
- 2. 播打<2>后 会听到语音指示
- 3. 播打想确认是否平安者的电话号码 0537-00-X X X X
- 4. 在 30 秒以内将传言重现 会重现「我是花子。家属全部平安无事，在市开设的避难所(〇〇小学)里避难。」的传言。

▼请先确认避难地・避难所

在发生灾害紧急避难时，请到市指定的避难地・避难所里避难。避难地・避难所主要是小学・中学等右边设有牌子作为记号。如不明确附近的避难地・避难所时，请向安全课咨询。但是，平时请留意右记的3点并做好应付灾难的准备。



- 先确认住所附近的道路及避难地・避难所。
- 实际试走一下到避难地・避难所为止的路程。
- 先决定避难时与家属能够取得联系联系的会合地点。另外，一时性避难时，请到最近的公园，公民馆・公会堂及空地等避难。

■菊川市指定避難所一覧 地区・自治会・自主防災会避難所(令和2年7月から)

Table with columns: 地区 (Area), 自治会 (Municipal Association), 地震 地図 (Earthquake Map), 台風・大雨 地図 (Typhoon/Heavy Rain Map), 番号 (Number), 避難所名 (Evacuation Site Name), 所在地 (Location), 備付施設 (Facilities), 備考 (Remarks).

■菊川市避難地・避難所一覧 区/自治会/防災志愿協会避難所(令和2年7月開始)

Table with columns: 地区 (Area), 自治会 (Municipal Association), 地震 地図 (Earthquake Map), 台風・大雨 地図 (Typhoon/Heavy Rain Map), 番号 (Number), 避難地名 (Evacuation Site Name), 所在地 (Location), 備付施設 (Facilities), 備考 (Remarks).

■防災用品チェックリスト

避難するには次の品々が必要です。水・食糧は最低7日分程度の備えをしておきましょう。

- **非常持出袋**
持出品をあらかじめ入れておき、両手がふさがらないようにしましょう。
- **飲料水**
一人一日3リットルを目安にしましょう。
- **非常食**
火を通さずに食べる事ができ、保存の可能なものにしましょう。
- **ラジオ**
災害時は正しい情報で正しい行動を！電池もお忘れなく！
- **応急医療品**
絆創膏、包帯など。病人やお年寄りには常備している薬も。
- **衣類・下着類など**
下着、上着、タオル、毛布、手袋、帽子。赤ちゃんがいる場合は紙おむつ。
- **感染症予防**
マスク、体温計、アルコール消毒、ペーパータオル、ウェットティッシュ
- **ライター・ろうそく**
火がつくかどうかの確認をしましょう。
- **懐中電灯**
夜間や暗がりを移動する時に必要です。
- **軍手**
ガレキなどの除去や寒さ対策に役立ちます。
- **多機能ナイフ**
ナイフや缶切りなど、いろいろなる活用ができます。
- **貴重品**
現金（小銭）、印鑑、通帳、保険証など。
- **生活必需品**
普段の生活になくてもならないもの。眼鏡、生理用品、トイレットペーパー、筆記用具、雨具など。

■防災用品核対項目

避難时需要以下物品。至少要准备7天左右的水・粮食。

- **紧急带出袋**
紧急带出品要事先放好，要腾出两手。
- **饮用水**
一人一天以3公升为标准。
- **紧急食品**
不用火也可以食用并可以保存的食品。
- **收音机**
灾害时可以收听到正确的情报用以正确的行动！不要忘了电池。
- **医疗应急用品**
创可贴、绷带等。有病人或老年人时需带常用药。
- **衣类・内衣类等**
内衣、外衣、毛巾、毛毯、手套、帽子。有婴儿时需带纸尿裤。
- **预防传染病**
口罩、体温计、酒精消毒、纸巾、湿巾
- **打火机・蜡烛**
确认能不能点燃。
- **手电筒**
在夜间或黑暗处移动时使用。
- **劳动用手套**
去除瓦砾及防寒时使用。
- **多用途小刀**
可以切碎及开罐等多用途。
- **贵重品**
现金（零钱）、印章、帐户、保险证等。
- **生活必需品**
平时生活里不可缺少的物品。眼镜、生理用品、卫生纸、笔记用品、雨具等。

■医療機関

体の具合が悪くなったら早めに医師の診療を受けましょう。
病気の症状に応じて、内科、耳鼻科、眼科、外科など必要な治療が受けられる病院へ行きましょう。
病院には通訳者はいませんので、日本語の不自由な人は日本語の分かる人を連れてきてください。

■平日夜間や休日の急病のとき

- ◆診療日 平日夜間、日曜日・祝日
- ◆診療科目 平日夜間：内科・小児科
日曜日・祝日：内科、小児科、外科、歯科

※入院や手術の必要ない救急診療は、急患診療所をご利用ください。また、受診の場合は、事前に連絡してください。

※土曜日は開業医院や総合病院をご利用ください。

※急患診療所では、交通事故と労災の診察をお受けできません。

◆問合せ

小笠掛川急患診療所
(希望の丘内・中部ふくしあ2階 掛川市杉谷南1-1-30 TEL61-1299)

■医療機関

身体状況不好時请尽早接受医生的治疗。
根据病症到内科，耳鼻喉科，眼科，外科等医院接受必要的治疗。
如果不明确应该到什么科接受治疗时请到综合医院，在挂号台说明症状后，按照指示到受诊的门诊接受治疗。
(因为医院没有翻译人员，如不懂日语的人请与会日语的人同行。)

■在平日夜间及休息日患急病时

- ◆体检日期 平日晚上，周日和公共假期
- ◆临床科 平日晚上：内科 / 儿科
星期日和节假日：内科，儿科，手术，牙科

※对于不需要住院或手术的紧急医疗服务，请使用急诊室。另外，在咨询的情况下事先请联系。

※请在星期六使用医生或综合医院。

※紧急诊所不能进行交通事故和工业事故的医学检查。

◆查询

小笠掛川急患
(希望の丘内・中部 FUKUSHIA 二楼 掛川市杉谷南1-1-30 TEL61-1299)

平日	急患診療所 (午後7時～10時)	夜間 (午後10時～翌朝8時15分)	急患診療所 菊川市立総合病院
土曜日	市内の開業医院 急患診療所 菊川市立総合病院	急患診療所 菊川市立総合病院	急患診療所 菊川市立総合病院
日曜日・祝日	急患診療所 【①午前9時～午前12時、 ②午後1時～午後5時】 ※歯科は午前のみ。 (受付は①午前11時30分まで、 ②午後4時30分まで)	急患診療所 【①午前9:00～12:00、 ②午後1:00～5:00】 ※仅在早上牙科。 (接待处是①直到上午11:30、 ②直到下午4:30)	急患診療所 【①午前9:00～12:00、 ②午後1:00～5:00】 ※仅在早上牙科。 (接待处是①直到上午11:30、 ②直到下午4:30)

※菊川市立総合病院 (菊川市東横地 1632、TEL.35-2135) での受診は原則、重症患者に限りです。

■新型コロナウイルス感染症に関する相談

◆市のHPをご覧ください。

※菊川市立総合病院 (菊川市東横地 1632、TEL.35-2135) 通常，医院的咨询仅限于重症患者。

■新的冠状病毒感染咨询

◆请访问该城市的网站。

◆自治会活動

菊川市には129の自治会があり、地域の皆さんが集まり協力して安全・安心で住みよい地域づくりのため活動しています。地域づくりには、皆さんの力も必要です。あなたも自治会活動に参加してみませんか。

●自治会活動の紹介

1. 行政や地域からのお知らせ文書の配布生活する上で必要な、市役所や自治会から出される「お知らせ文書」などの情報を回覧したり配布したりしています。
2. 環境整備の活動
ごみの回収は市役所でしていますが、ごみを集める場所(ゴミステーション)の管理は自治会で行っています。ごみの分別回収に地域ぐるみで協力しています。
3. 自主防災の活動
防災訓練や避難訓練を実施して、地震や災害時に地域が協力できるように活動を行っています。
4. 地域要望の取りまとめ
地域で困っていることなどを取りまとめ、市役所などに改善等を要望しています。
5. コミュニケーションの活動
地域住民の交流を目的に祭典や運動会などの活動を開催しています。
6. 防犯・交通安全の活動
子供たちの学校帰りの見守り(スクールガード)をしたり、防犯灯の設置や管理をしています。

◆菊川市国際交流協会

菊川市には、世界の色々な国から来た人たちが住んでいます。みんな、話すことば、文化や習慣は色々です。外国の人と日本人がお互いの個性を尊重して仲良くするために、国際交流協会が作られ、運営や活動は全て会員によって行われています。

●主な活動

- ▼交流・イベント
ひなまつり、料理教室、外国人の日本語発表会、クリスマス会
- ▼支援・情報
外国人市民への情報提供
- ▼日本語教育
日本語教室(毎週木曜日、午後7時30分から午後9時、ブラザキくる1階)
- ▼海外交流
中学生等海外派遣及び受入(ハワイなど、海外でのホームステイ体験)



詳細はこちらをご覧ください。

◆自治会活動

菊川市には129の自治会、は地区居民所組成、共同協力をした安全・安心の良い居住地区活動の団体。地区建設需要の力。あなたも自治会活動に参加してください。

●自治会活動の紹介

1. 散発から行政機関や地区の公文書
伝聞や散発から行政機関や地区の公文書「公文通知」。
2. 環境整備の活動
回収ゴミは市役所で行うが、回収ゴミの場所(ゴミステーション)の管理は自治会で行う。地区居民が分別回収ゴミを共同で行う。
3. 自主防災の活動
防災訓練や避難訓練、地震や災害時に地区が協力できるように活動を行っています。
4. 地区要望の取りまとめ
地区で困っていることなどを取りまとめ、市役所などに改善等を要望しています。
5. コミュニケーションの活動
地区住民の交流を目的に、祭典や運動会などの活動を開催しています。
6. 防犯・交通安全の活動
子供たちの学校帰りの見守り(スクールガード)をしたり、防犯灯の設置や管理を行います。

◆菊川市国際交流協会

菊川市には、世界の色々な国から来た人たちが住んでいます。みんな、話すことば、文化や習慣は色々です。外国の人と日本人がお互いの個性を尊重して仲良くするために、国際交流協会が作られ、運営や活動は全て会員によって行われています。

●主な活動

- ▼交流・集会
茶会、料理教室、外国人の日本語発表会、クリスマス会
- ▼支援・情報
在情報板上に外国人市民提供情報
- ▼学習・日本語
日本語教室(毎週木曜日、午後7時30分から午後9時、PLAZA KIKURU 1 楼)
- ▼海外交流
派遣中学生海外派遣及び受入(ハワイなど、海外でのホームステイ体験)



4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

◆**地区センター**

菊川市内に13ヶ所ある地区センターは、サークル活動や会議、各種イベントなど地域のコミュニティ活動の拠点として市民の方に開放している施設です。

▼**利用対象者**

市内に住んでいる人であれば、地区内外を問わずに利用できます。ただし、営目的の行事や使用目的が不適当であると思われる場合はお断りしています。

▼**利用日時**

いつでも利用できます。利用時間は、午前8時30分から午後9時までです。

▼**申込方法**

利用したい地区センターへ直接、申し込んでください。各地区センターには、事務長(管理者)が勤務しています。申込受付は、月曜日から金曜日の午前8時から午後4時30分までです。利用の仕方については、各地区センターへお問合せください。

◆**地区中心**

菊川市内有13所地区中心进行着俱乐部活动，会议及各种集会，是作为地区交流活动的据点向市民开放的设施。

▼**使用対象者**

凡是居住于市内，不管是在地区内外都可以使用。但是，拒绝作为以营利活动为目的的使用及不正当的使用。

▼**使用日期及时间**

可以随时使用。使用时间是上午8点30分至下午9点。

▼**申请方法**

请直接向想使用的中心进行申请。各地区中心有秘书长(管理者)在执勤。接受申请时间是周一至周五的上午8点30分至下午4点30分。使用方法请向各地区中心咨询。

名 前	住 所	電 話 番 号
西方地区センター	菊川市西方 2300-1	36-0682
町部地区センター	菊川市堀之内 1500	36-0455
加茂地区センター	菊川市加茂 5112	36-0487
内田地区センター	菊川市下内田 1730	36-5499
横地地区センター	菊川市土橋 28	35-3352
六郷地区センター	菊川市本所 2406	35-3459
牧之原農村婦人の家	菊川市牧之原 227-5	0548-27-2838
青葉台コミュニティセンター	菊川市青葉台 1-12-2	35-0202
河城地区センター	菊川市吉沢 451-1	36-0681
平川コミュニティ防災センター	菊川市下平川 1835	73-1010
小笠南地区コミュニティセンター	菊川市高橋 3669-1	73-6330
小笠東地区コミュニティセンター	菊川市川上 1371-2	73-6566
嶺田地区コミュニティセンター	菊川市嶺田 1273	73-3737

名 称	地 址	电 话 号 码
西方地区中心	菊川市西方 2300-1	36-0682
町部地区中心	菊川市堀之内 1500	36-0455
加茂地区中心	菊川市加茂 5112	36-0487
内田地区中心	菊川市下内田 1730	36-5499
横地地区中心	菊川市土橋 28	35-3352
六东地区中心	菊川市本所 2406	35-3459
牧之原农村妇女的家	菊川市牧之原 227-5	0548-27-2838
青叶台公民馆	菊川市青叶台 1-12-2	35-0202
河城地区中心	菊川市吉沢 451-1	36-0681
平川社团的防灾中心	菊川市下平川 1835	73-1010
小笠南地区公民馆	菊川市高橋 3669-1	73-6330
小笠东地区公民馆	菊川市川上 1371-2	73-6566
嶺田地区公民馆	菊川市嶺田 1273	73-3737

地区センター

市内施設費用列表

■施設の貸出について

施設貸出は、

◆公園体育施設及び市体育館は菊川市体育協会グループ
(市民総合体育館内 TEL 73-5600)

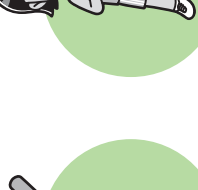
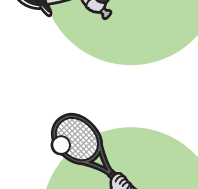
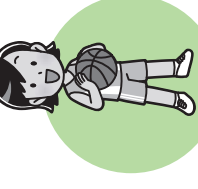
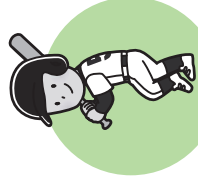
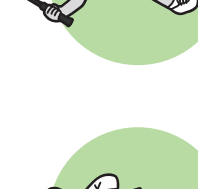
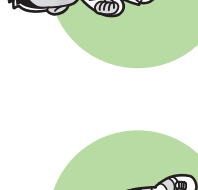
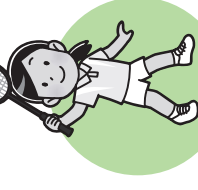
◆小・中学校体育館及び小学校ナイターは社会教育課スポーツ振興係
(中央公民館内 TEL 73-1118)

の窓口で、抽選日の3営業日以後から受付をします。(小・中学校体育館及び小学校ナイターを使用される場合は予約の前に団体登録が必要) また、電話での仮予約の受付も同様です。

※利用者にルール違反があった場合には、次からの利用をお断りする場合があります。

■菊川市内体育施設料金一覧

詳細は菊川市ホームページ(下記)よりご覧いただけます。



4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

■施設の貸出について

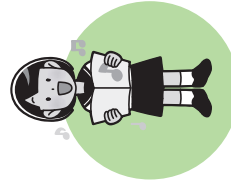
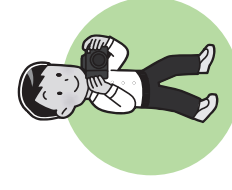
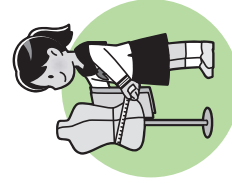
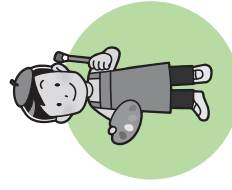
施設貸出は、中央公民館の窓口で受付しています。施設を使用するためには、使用日の3日前までに申込みをし、使用料を納付する必要があります。また、施設の使用申込をキャンセルする場合には、使用日の3日前までに連絡をしなければ、還付金を受け取ることができません。その他、冷暖房（空調設備）を使用する場合は、部屋の使用料とは別に冷暖房料をお支払いください。なお、冷暖房の使用については当日申し込むことも可能です。

◆注意：公民館は以下3つのときには使用できません。

- ①特定の政治、宗教活動、営利を目的とするとき
- ②公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- ③その他、館長が適当でないと認めるとき

■中央公民館施設使用料金一覧

詳細は菊川市ホームページ（下記）よりご覧ください。



■关于设施的租借

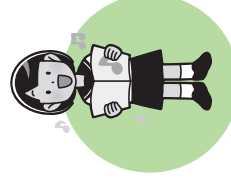
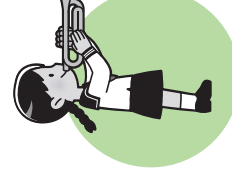
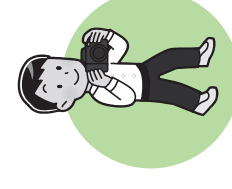
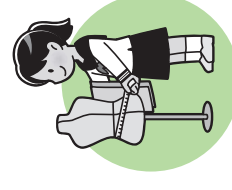
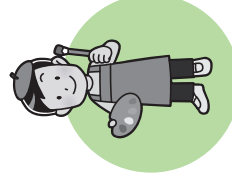
设施租借在中央公民馆窗口受理。如果要使用该设施，必须在使用前3天申请并缴纳使用费。另外，取消设施使用申请时，必须在使用日前的3天前联系才能获得退款。除此之外，使用空调设备时，与房间的使用费无关，请另外支付冷暖气费。另外，关于冷暖气的使用，也可以当天申请。

◆注意：公民馆在以下三种时不能使用。

- ①以特定政治、宗教活动、营利为目的的时候
- ②担心破坏公共秩序或善良风俗的时候
- ③除此之外，馆长认为不合适的时候

■中央公民馆设施使用费用列表

详情可以从菊川市主页（以下）查看。



◆転入時に必要な手続きフローチャート◆

- 住民登録しましたか？
 - している → 住民登録の手続きはこちら。(市民課、小笠市民課 P8)
 - していない → 国民健康保険に入っていますか？
 - いる → 国民健康保険の手続きはこちら。(市民課 P18)
 - いない → 国民健康保険の継続はこちら。(市民課 P18)
 - ※私もしくは世帯に妊娠中の方はいますか？
 - いる → 妊婦健康診査受診票の手続きはこちら。(子育て応援課 P40)
 - いない → 妊婦健康診査受診票の手続きはこちら。(子育て応援課 P40)
 - ※世帯に就学前の方はいますか？
 - いる → 予防接種、健康診査の手続きはこちら。(子育て応援課 P52・54)
 - いない → 予防接種、健康診査の手続きはこちら。(子育て応援課 P52・54)
 - ※世帯に18才以下の人はいますか？
 - いない → 児童手当・医療費助成の手続きはこちら。(子育て応援課 P34・36)
 - いる → 児童手当・医療費助成の手続きはこちら。(子育て応援課 P34・36)
 - 幼・保育園の手続きはこちら。(こども政策課 P42)
 - 小・中学校の手続きはこちら。(学校教育課 P44)
 - 小・初中の手続きはこちら。(学校教育課 P44)
 - ※外国人学校に入学する場合は不要です。
 - ※私もしくは世帯に要介護認定を受けている人がいますか？
 - いない → 介護保険の手続きはこちら。(長寿介護課 P26)
 - いる → 介護保険の手続きはこちら。(長寿介護課 P26)
 - ※「ごみ収集カレンダー」と「菊川市のごみの出し方」をもらいましたか？
 - もらった → もらっていない → ごみの出し方はこちら。(環境推進課 P62)
 - もらっていない → 取得方法はこちら。(環境推進課 P62)
 - ※ごみを出すには指定袋(有料)が必要です。
 - ※水道の開始手続きはしていますか？
 - いる → いない → 水道の使用開始の手続きはこちら。(水道課 P56)
 - 水道使用開始の手続きはこちら。(水道課 P56)
 - ※料金支払いは、口座振替が便利です。
 - ※税金の支払い手続きはしていますか？
 - いる → いない → 税金についてはこちら。(税務課 P12)
 - 税金についてはこちら。(税務課 P12)
 - ※税金支払いは、口座振替が便利です。
 - ※すぐに必要な手続きは終わりました。

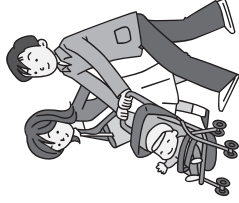
※この便利帳について、詳しく知りたい方は外国人相談窓口(P4)で聞くことができます。

◆迁入時に必要の手続き流程图◆

- 外国人登録の住所変更了吗？
 - 已変更 → 外国人登録申請書はこちら。(市民課、小笠市民課 P8)
 - 没変更 → 外国人登録申請書はこちら。(市民課、小笠市民課 P8)
- 国民健康保険に加入しましたか？
 - 已加入 → 国民健康保険の継続はこちら。(市民課 P18)
 - 没加入 → 国民健康保険の継続はこちら。(市民課 P18)
- ※私もしくは世帯に妊娠中の方はいますか？
 - いる → 妊婦健康診査受診票の手続きはこちら。(子育て応援課 P40)
 - いない → 妊婦健康診査受診票の手続きはこちら。(子育て応援課 P40)
- ※世帯に就学前の方はいますか？
 - いる → 予防接種、健康診査の手続きはこちら。(子育て応援課 P52・54)
 - いない → 予防接種、健康診査の手続きはこちら。(子育て応援課 P52・54)
- ※世帯に18才以下の人はいますか？
 - いない → 児童手当・医療費助成の手続きはこちら。(子育て応援課 P34・36)
 - いる → 児童手当・医療費助成の手続きはこちら。(子育て応援課 P34・36)
 - 幼・保育園の手続きはこちら。(児童政策課 P42)
 - 小・初中の手続きはこちら。(学校教育課 P44)
 - ※外国人学校に入学する場合は不要です。
- ※私もしくは世帯に要介護認定を受けている人がいますか？
 - いない → 介護保険の手続きはこちら。(長寿介護課 P26)
 - いる → 介護保険の手続きはこちら。(長寿介護課 P26)
- ※「ごみ収集カレンダー」と「菊川市のごみの出し方」をもらいましたか？
 - もらった → 取得方法はこちら。(環境推進課 P62)
 - もらっていない → 取得方法はこちら。(環境推進課 P62)
 - ※ごみを出すには指定袋(有料)が必要です。
- ※水道の開始手続きはしていますか？
 - いる → いない → 水道の使用開始の手続きはこちら。(水道課 P56)
 - 水道使用開始の手続きはこちら。(水道課 P56)
 - ※料金支払いは、口座振替が便利です。
- ※税金の支払い手続きはしていますか？
 - いる → いない → 税金についてはこちら。(税務課 P12)
 - 税金についてはこちら。(税務課 P12)
 - ※税金支払いは、口座振替が便利です。
- ※すぐに必要な手続きは終わりました。

※想要详细了解关于这个便利手册的人，可到外国人咨询窗口(P4)咨询。

◆転出時に必要な手続きフローチャート◆



- ごみ(粗大ごみ)の処理はしましたか?
 した ↓ していない ↓
 ごみの出し方はこちら。(環境推進課 P62)
 ※粗大ごみは、資源ギャラリーへ直接持ち込んでください。

- 水道の使用休止の手続きはしていますか?

- いる ↓ いない ↓
 水道の使用休止の手続きはこちら。(水道課 P56)
 ※料金支払いは、口座振替が便利です。

- 国民健康保険に入っていますか?

- いる ↓ いない ↓
 国民健康保険の手続きはこちら。(市民課 P18)

- 印鑑登録をしていますか?

- いる ↓ いない ↓
 印鑑登録証をお返してください。(市民課 P10)

- 税金を支払いましたか?

- いる ↓ いない ↓
 未納がないか確認しましょう。(税務課 P12)

- 世帯に18才以下の人はいますか?

- いる ↓ いない ↓
 児童手当・医療費助成の手続きはこちら。(子育て応援課 P34・36)
 幼・保育園の手続きはこちら。(こども政策課 P42)
 小・中学校の手続きはこちら。(学校教育課 P44)
 ※学校で転校の書類をもらい、市民課で手続きしてください。

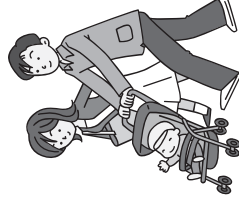
- 私もしくは家族に要介護認定を受けている人がいますか?

- いる ↓ いない ↓
 介護保険の手続きはこちら。(長寿介護課 P26)

- すぐに必要な手続きは終わりました。

※新しく住む市町村にいたら、市役所で住民登録をしてください。

◆迁出時に必要の手続流程图◆



- 垃圾(大型垃圾)已经处理了吗?
 已处理 ↓ 未处理 ↓
 垃圾扔出方法请到这里(环境推进课 P62)
 ※大型垃圾的话请直接送到资源GALLERY

- 水道の使用停止手续办理了吗?

- 已办理 ↓ 未办理 ↓
 水道的使用停止手续请到这里。(水道课 P56)
 ※付费时使用帐户转帐的话方便。

- 加入国民健康保险了吗?

- 未加入 ↓ 已加入 ↓
 国民健康保险的手续请到这里。(市民课 P18)

- 印章登录了吗?

- 未登录 ↓ 已登录 ↓
 请交还印章登录证。(市民课 P10)

- 税金支付了吗?

- 已支付 ↓ 未支付 ↓
 确认一下有没有未支付的吧。(税务课 P12)

- 家庭中有18岁以下的成员吗?

- 没有 ↓ 有 ↓
 儿童津贴・医疗费补助请到这里。(育儿应援课 P34・36)
 幼儿园・保育园的手续请到这里。(儿童政策课 P42)
 小学・初中的手续请到这里。(学校教育课 P44)
 ※请在学校领取转学的资料来市民课办理手续。

- 有本人或者家人接受需要看护认证的人吗?

- 没有 ↓ 有 ↓
 看护保险的手续请到这里。(长寿护理课 P26)

- 必要の手続很快就结束了。

※到了新住所的市町村时，请到市政府进行居民登记。

私の住んでいる地区は _____ です。
○災害のときに避難する場所は _____ です。(地図の _____ 番です。)

メモ



休日・夜間・担当が分からないときは
総合案内・時間外受付 (TEL 35-2111) へ
※通訳者はいません。日本語が不自由な人は日本語が分かる人にお願ひしててください。

菊川市役所 地域支援課
〒439-8650 菊川市堀之内 61 番地
代表：TEL 35-2111 (直通：TEL 35-0925)
発行日 / 2021年3月

我居住的地区是 _____

○灾害时避难地点是 _____ (地图的 _____ 号。)

笔记

节假日・夜间・不明确部门时请拨打综合问询・时间外受理 (电话: 35-2111)
※没有翻译。请委托会日语的人打电话。

菊川市役所 地区支援课
〒439-8650 菊川市堀之内 61 号
代表: TEL 35-2111 (直通: TEL 35 - 0925)
发行日 / 2021 年 3 月